

行政法

平成23年10月30日（日） 13:00～15:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】（配点：100点）

産婦人科医 X は、A 県医師会から人工妊娠中絶を行う医師としての指定（母体保護法 14 条 1 項）を受けた「指定医師」であったところ、人工妊娠中絶を希望する女性に対して出産を勧め、生まれてきた子を他の女性の実子としてあっせんする違法行為を繰り返していた。すなわち、子どもを望まない女性が出産した子を、子どもを欲しがっている別の女性が出産したものとする虚偽の出生証明書を発行する方法により実子として届出させるもので、その件数は 220 件にも及んだ。

このことは報道を通じて公になっており、かねて A 県医師会内部で問題視されていたところ、X は、実子あっせん行為について、医師法違反、公正証書原本不実記載・同行使の罪により起訴され、罰金 20 万円の略式命令を受けるに至った。この裁判が確定したため、A 県医師会は、X に対する母体保護法 14 条 1 項の指定を取消すことを決定し、X に通知した。その取消理由は、「罰金刑の確定とその裁判の違法事実に徴するとき、X は指定医師として不相当と認められる」というものであった（以下、「本件処分」という）。

人工妊娠中絶の施術は産婦人科医にとって比較的大きな収入源であり、指定医師としての看板は医院経営の上で重要視されている。そこで X は、一方で通常の人妊娠中絶の施術に携わりながらも、他方で、適切な時期を過ぎた等の事情から中絶により母体を受けるリスクが大きいと判断される場合に、子の生命、母体の安全、さらに不妊治療にもかかわらず子を得られない女性の望みを叶える方法として、独自の倫理観において実子あっせんを行っていたものである。しかし、そのような行為は、虚偽の出生届により戸籍簿に不実の記載をなさしめるもので、出生証明書の信用を損なうことはもちろん、将来的な子の福祉に対する配慮を欠くという指摘もなされている。

本件処分の違法性について論じなさい。（母体保護法は貸与六法に収録されている。）

（参考）県医師会が作成した指定取扱基準

第 5 条

母体保護法 14 条 1 項に基づく指定医師の指定は、次の各号の要件を満たすものについて行う。

- 一 人格 法令を遵守し、医師としての倫理観を備えその品位を保つものであること。
- 二 技能 日本産婦人科学会認定医の資格を有するもの、または医師免許取得後 5 年以上経過しており、産婦人科の研修を 3 年以上受けたもの。
- 三 設備 緊急処置を行いうる救急体制を備え、入院設備を有すること。設備機器については別に定める。

第 15 条

県医師会長は、次の各号の場合には、母体保護法 14 条 1 項に基づく指定医師の指定を取消し、または停止することができる。

- 一 不正の手段によって指定を受けたことが判明したとき。
- 二 指定医師としての義務（医師会の研修および施術の届出）を履行しないとき。
- 三 第 5 条各号の規定する指定要件を具備しないこととなったとき。

以上